

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県西部建設事務所、同廿日市支所及び同安芸太田支所の所管区域（以下「広島県西部建設事務所管内（西ブロック）」という。）における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、別表1の河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難情報等の発令に資する情報提供
- 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項

（幹事会の構成）

第6条 協議会には、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

（幹事会の実施事項）

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(ダム洪水調節機能部会)

第8条 西部建設事務所管内【西ブロック】における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム洪水調節機能部会を置く。

2 ダム洪水調節機能部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し、事前調整会議を開催することができる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成29年1月31日から施行する。

平成30年2月8日 一部改正

令和元年6月27日 一部改正

令和2年2月27日 一部改正

令和2年6月25日 一部改正

令和3年6月8日 一部改正

令和4年6月10日 一部改正

令和5年6月1日 一部改正

令和6年6月14日 一部改正

別表 1

一級河川太田川水系指定区間太田川
一級河川太田川水系指定区間府中大川
一級河川太田川水系指定区間安川
一級河川太田川水系指定区間三篠川
一級河川太田川水系指定区間根谷川
一級河川太田川水系指定区間南原川
一級河川太田川水系指定区間鈴張川
一級河川太田川水系指定区間水内川
一級河川江の川水系指定区間志路原川
一級河川江の川水系指定区間冠川
二級河川八幡川水系八幡川
二級河川瀬野川水系瀬野川
二級河川二河川水系二河川
二級河川永慶寺川水系永慶寺川
二級河川御手洗川水系御手洗川
二級河川可愛川水系可愛川
二級河川岡ノ下川水系岡ノ下川
その他広島県西部建設事務所管内（西ブロック）における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表 2

広島県土木建築局長
 広島県西部建設事務所長
 広島県西部建設事務所廿日市支所長
 広島県西部建設事務所安芸太田支所長
 広島市中区長
 広島市東区長
 広島市南区長
 広島市西区長
 広島市安佐南区長
 広島市安佐北区長
 広島市安芸区長
 広島市佐伯区長
 大竹市長
 廿日市市長
 江田島市長
 府中町長
 海田町長
 熊野町長
 坂町長
 安芸太田町長
 北広島町長
 中国地方整備局太田川河川事務所長
 中国地方整備局三次河川国道事務所長
 広島地方気象台長

 (オブザーバー)
 広島県危機管理課
 中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長
 広島県土木建築局河川課長
 広島県西部建設事務所次長(技術)
 広島県西部建設事務所廿日市支所次長(技術)
 広島県西部建設事務所安芸太田支所次長(技術)
 広島市危機管理室災害対策課長
 広島市中区市民部地域起こし推進課長
 広島市東区市民部地域起こし推進課長
 広島市南区市民部地域起こし推進課長
 広島市西区市民部地域起こし推進課長
 広島市安佐南区市民部地域起こし推進課長
 広島市安佐北区市民部地域起こし推進課長
 広島市安芸区市民部地域起こし推進課長
 広島市佐伯区市民部地域起こし推進課長
 大竹市総務部危機管理課長
 廿日市市危機管理課長
 江田島市危機管理監危機管理課長
 府中町危機管理監危機管理課長
 海田町総務部防災課長
 熊野町住民生活部防災安全課長
 坂町民生部環境防災課長
 安芸太田町総務課長
 北広島町危機管理監
 中国地方整備局太田川河川事務所副所長
 三次河川国道事務所副所長
 広島地方気象台防災管理官

 (オブザーバー)
 広島県危機管理課
 中国地方整備局河川部